

第 2 回 敦賀市議会会議目録

議案番号	事 案 名
第 59 号議案	令和 7 年度敦賀市一般会計補正予算（第 2 号）
第 60 号議案	令和 7 年度敦賀市水道事業会計補正予算（第 1 号）
第 61 号議案	令和 7 年度敦賀市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
第 62 号議案	敦賀市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例制定の件
第 63 号議案	敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件
第 64 号議案	職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件
第 65 号議案	敦賀市財産の取得、管理及び処分に関する条例の一部改正の件
第 66 号議案	敦賀市市税賦課徴収条例の一部改正の件
第 67 号議案	敦賀市水道事業給水条例の一部改正の件
第 68 号議案	敦賀市下水道条例の一部改正の件
第 69 号議案	敦賀市集落排水処理施設の管理に関する条例の一部改正の件
第 70 号議案	敦賀市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の件
第 71 号議案	敦賀市立やまびこ園増築等機械工事請負契約変更の件
第 72 号議案	防災備蓄倉庫購入の件
第 73 号議案	ブルドーザ購入の件
第 74 号議案	敦賀市立小中学校学習用端末購入の件
報告第 6 号	専決処分事項の報告の件 (令和 6 年度敦賀市一般会計補正予算(第 10 号))
報告第 7 号	専決処分事項の報告の件 (敦賀市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)

議案番号	事 案 名
報告第 8 号	継続費繰越計算書の報告の件 (令和6年度敦賀市一般会計)
報告第 9 号	繰越明許費繰越計算書の報告の件 (令和6年度敦賀市一般会計)
報告第 10 号	事故繰越し繰越計算書の報告の件 (令和6年度敦賀市一般会計)
報告第 11 号	継続費繰越計算書の報告の件 (令和6年度敦賀市水道事業会計)
報告第 12 号	繰越計算書の報告の件 (令和6年度敦賀市水道事業会計)
報告第 13 号	繰越計算書の報告の件 (令和6年度敦賀市下水道事業会計)

第 59 号 議 案

令和 7 年度敦賀市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度敦賀市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 903,346 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41,399,834 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の変更は、「第 2 表 継続費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
42 国庫支出金		5,913,830	104,445	6,018,275
	10 国庫補助金	3,057,468	104,445	3,161,913
45 県支出金		3,758,518	10,802	3,769,320
	10 県補助金	1,364,424	10,802	1,375,226
54 繰入金		3,054,529	417,947	3,472,476
	5 繰入金	3,054,529	417,947	3,472,476
57 繰越金		10	130,152	130,162
	5 繰越金	10	130,152	130,162
60 諸収入		1,544,788	1,200	1,545,988
	25 雑入	984,262	1,200	985,462
63 市債		2,136,100	238,800	2,374,900
	5 市債	2,136,100	238,800	2,374,900
歳 入 合 計		40,496,488	903,346	41,399,834

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 総務費		9,466,368	97,868	9,564,236
	5 総務管理費	8,806,462	97,868	8,904,330
9 民生費		12,659,755	255,312	12,915,067
	5 社会福祉費	5,994,364	187,156	6,181,520
	10 児童福祉費	6,039,904	66,000	6,105,904
	15 生活保護費	625,487	2,156	627,643
21 商工費		2,478,515	4,300	2,482,815
	5 商工費	2,478,515	4,300	2,482,815
24 土木費		3,375,624	257,021	3,632,645
	10 道路橋りょう費	826,409	48,591	875,000
	30 住宅費	396,318	208,430	604,748
30 教育費		4,695,506	288,845	4,984,351
	5 教育総務費	804,502	21,572	826,074
	10 小学校費	922,610	187,931	1,110,541
	15 中学校費	467,793	79,342	547,135
歳 出 合 計		40,496,488	903,346	41,399,834

第 2 表

継 続 費

1 変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
9	5	障害者福祉施設改修事業	1,124,770	5	1,247	1,394,294	5	1,247
				6	634,948		6	634,948
				7	247,656		7	433,490
				8	240,919		8	324,609

第 3 表

債 務 負 担 行 為 補 正

1 追 加 (単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
松原地区認定こども園 整備事業費補助金	令和 8 年度	540,000

第 4 表

地 方 債 補 正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
次世代校務 DX環境 整備事業	千円 118,700	証書借入又は 証券発行 (政府資金 その他)	4.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政府資金及びその他 の資金について、利 率の見直しを行った 後においては、当該 見直し後の利率)	5年以内(うち据置 1年以内)の元利均等 又は元金均等償還とす る。 ただし、借入先の融 通条件に従い償還し、 又本市財政の都合によ り償還年限を短縮、繰 上げ償還することがで きる。

2 変 更

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
次世代衛星通信設備 改 修 事 業	1 1 , 7 0 0	2 1 , 6 0 0
道路新設改良事業	1 6 8 , 2 0 0	1 8 9 , 9 0 0
市営住宅改修事業	8 2 , 1 0 0	1 7 0 , 6 0 0

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
42 国庫支出金	5,913,830	104,445	6,018,275
45 県支出金	3,758,518	10,802	3,769,320
54 繰入金	3,054,529	417,947	3,472,476
57 繰越金	10	130,152	130,162
60 諸収入	1,544,788	1,200	1,545,988
63 市債	2,136,100	238,800	2,374,900
歳入合計	40,496,488	903,346	41,399,834

2 歳 入

(款) 42 国庫支出金
(項) 10 国庫補助金

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
42	国庫支出金	5,913,830	104,445	6,018,275
	10 国庫補助金	3,057,468	104,445	3,161,913
	6 民生費国庫補助金	1,314,316	27,437	1,341,753
	21 土木費国庫補助金	354,899	50,625	405,524
	27 教育費国庫補助金	272,255	26,383	298,638
45	県支出金	3,758,518	10,802	3,769,320
	10 県補助金	1,364,424	10,802	1,375,226
	3 総務費県補助金	93,056	10,802	103,858
54	繰入金	3,054,529	417,947	3,472,476
	5 繰入金	3,054,529	417,947	3,472,476
	3 基金繰入金	3,008,451	417,947	3,426,398

節		金額	説明
区 分	金額		
10 児童福祉費補助金	26,359	1 就学前教育・保育施設整備交付金	
15 生活保護費補助金	1,078	1 生活保護安定運営対策事業費補助金	
5 道路橋りょう費補助金	26,471	1 社会資本整備総合交付金	26,471
		(1)道路改良事業費交付金	(23,932)
		(2)道路改修事業費交付金	(2,539)
25 住宅費補助金	24,154	1 社会資本整備総合交付金	
		(1)市営住宅改修事業費交付金	
10 小学校費補助金	18,207	1 次世代校務DX環境整備事業費補助金	
15 中学校費補助金	8,176	1 次世代校務DX環境整備事業費補助金	
5 総務管理費補助金	10,802	1 コミュニティ会館整備支援事業費補助金	1,112
		2 原子力防災活動資機材整備事業費補助金	9,690
15 教育・文化振興基金繰入金	21,572	1 教育・文化振興基金繰入金	
20 子育て等福祉基金繰入金	226,797	1 子育て等福祉基金繰入金	
40 公共施設等総合管理基金繰入金	95,678	1 公共施設等総合管理基金繰入金	

(一般会計)

(款) 54 繰入金
(項) 5 繰入金

(単位:千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
57	繰越金	10	130,152	130,162
	5 繰越金	10	130,152	130,162
	3 繰越金	10	130,152	130,162
60	諸収入	1,544,788	1,200	1,545,988
	25 雑入	984,262	1,200	985,462
	15 雑入	980,576	1,200	981,776
63	市債	2,136,100	238,800	2,374,900
	5 市債	2,136,100	238,800	2,374,900
	3 総務債	301,200	9,900	311,100
	18 土木債	683,800	110,200	794,000
	21 教育債	248,200	118,700	366,900

節		金額	説明
70	ふるさと応援基金繰入金	73,900	1 ふるさと応援基金繰入金
5	繰越金	130,152	1 繰越金
20	助成金	1,200	1 コミュニティ事業費助成金
5	総務管理債	9,900	1 次世代衛星通信設備改修事業債
5	道路橋りょう債	21,700	1 道路新設改良事業債
20	住宅債	88,500	1 市営住宅改修事業債
10	小学校債	84,200	1 次世代校務DX環境整備事業債
15	中学校債	34,500	1 次世代校務DX環境整備事業債

(一般会計)

3 歳 出

(款) 6 総務費
(項) 5 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
6 総務費	9,466,368	97,868	9,564,236	21,902	75,966
5 総務管理費	8,806,462	97,868	8,904,330	21,902	75,966
3 一般管理費	1,219,705	4,964	1,224,669		4,964
24 防災費	337,359	19,590	356,949	県支出金 9,690 市債 9,900	
48 諸 費	36,645	73,314	109,959	県支出金 1,112 諸収入 1,200	71,002

(一般会計)

区 分	金 額	説 明	
12 委 託 料	1,100	1 D X推進事業費 委託料	2,519 (1,100)
13 使用料及び 賃借料	3,864	使用料及び賃借料 2 公用車管理事業費 使用料及び賃借料	(1,419) 2,445 (2,445)
10 需 用 費	16,000	1 原子力防災活動資機材整備事業費 需用費	9,690 (6,100)
17 備品購入費	3,590	備品購入費 2 防災情報機器関係経費 需用費	(3,590) 9,900 (9,900)
12 委 託 料	1,375	1 暴力団排除対策関係経費 委託料	69,375 (1,375)
16 公有財産購 入費	68,000	公有財産購入費 2 町内会館建設等事業費補助金 負担金補助及び交付金	(68,000) 2,739 (2,739)
18 負担金補助 及び交付金	3,939	3 地域コミュニティ事業費補助金 負担金補助及び交付金	1,200 (1,200)

(款) 9 民生費
(項) 5 社会福祉費

(単位：千円)

9	5	民生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	12,659,755	255,312	12,915,067	254,234	1,078
		社会福祉費	5,994,364	187,156	6,181,520	187,156	
		9 障害者福祉費	2,907,981	187,156	3,095,137	繰入金 187,156	

節		説明	
区分	金額		
11	332	1 障害者福祉施設改修事業費	187,156
		役務費	(332)
14	185,834	工事請負費	(185,834)
		備品購入費	(990)
17	990		

(一般会計)

(款) 9 民生費
(項) 10 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10 児童福祉費	6,039,904	66,000	6,105,904	66,000	
21 施設建設整備費	229,986	66,000	295,986	国庫支出金 26,359 繰入金 39,641	

区 分	金 額	説 明	
18 負担金補助及び交付金	66,000	1 松原地区認定こども園整備事業費補助金 負担金補助及び交付金	66,000 (66,000)

(一般会計)

(款) 9 民生費
(項) 15 生活保護費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
15 生活保護費	625,487	2,156	627,643	1,078	1,078
3 生活保護総務費	19,606	2,156	21,762	国庫支出金 1,078	1,078

区 分	金 額	説 明	
		節	
12 委 託 料	2,156	1 生活保護事務費 委託料	2,156 (2,156)

(一般会計)

(款) 21 商工費
(項) 5 商工費

(単位：千円)

21	5	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		商工費	2,478,515	4,300	2,482,815	3,400	900
		商工費	2,478,515	4,300	2,482,815	3,400	900
	6	商工業振興費	1,428,795	4,300	1,433,095	繰入金 3,400	900

節		説明	
区分	金額		
12	委託料	4,300	1 金ヶ崎周辺魅力づくり事業費 委託料
			4,300 (4,300)

(一般会計)

(款) 24 土木費
(項) 10 道路橋りょう費

(単位：千円)

24	10	土木費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		土木費	3,375,624	257,021	3,632,645	256,503	518
		道路橋りょう費	826,409	48,591	875,000	48,171	420
	3	道路維持費	589,797	5,078	594,875	国庫支出金 2,539 市債 2,200	339
	6	道路新設改良費	179,251	43,513	222,764	国庫支出金 23,932 市債 19,500	81

節		説明	金額
区分	金額		
14	工事請負費	1 道路改修事業費 工事請負費	5,078 (5,078)
14	工事請負費	1 道路改良事業費(補助) 工事請負費	43,513 (43,513)

(一般会計)

(款) 24 土木費
(項) 30 住宅費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
30 住宅費	396,318	208,430	604,748	208,332	98
6 住宅管理費	272,250	208,430	480,680	国庫支出金 24,154 市債 88,500 繰入金 95,678	98

区 分	金 額	説 明	
10 需用費	23,133	1 市営住宅改修事業費 需用費	112,752 (23,133)
14 工事請負費	185,297	工事請負費 2 市営住宅解体整備事業費 工事請負費	(89,619) 95,678 (95,678)

(一般会計)

(款) 30 教育費
(項) 5 教育総務費

(単位：千円)

30	5	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		教育費	4,695,506	288,845	4,984,351	237,155	51,690
		教育総務費	804,502	21,572	826,074	21,572	
	15	給食センター建設費	87,580	21,572	109,152	繰入金 21,572	

節		説明	
区分	金額		
16	公有財産購入費	1 給食センター建設事業費 公有財産購入費	21,572 (21,572)

(一般会計)

(款) 30 教育費
(項) 10 小学校費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10 小学校費	922,610	187,931	1,110,541	152,007	35,924
6 教育振興費	387,600	187,931	575,531	国庫支出金 18,207	35,924
				市債 84,200	
				繰入金 49,600	

区 分	金 額	説 明	
12 委託料	58,185	1 次世代校務DX環境整備事業費 委託料	187,931 (58,185)
13 使用料及び 賃借料	19,838	使用料及び賃借料	(19,838)
17 備品購入費	109,908	備品購入費	(109,908)

(一般会計)

(款) 30 教育費
(項) 15 中学校費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
15 中学校費	467,793	79,342	547,135	63,576	15,766
6 教育振興費	216,489	79,342	295,831	国庫支出金 8,176	15,766
				市債 34,500	
				繰入金 20,900	

(一般会計)

区 分	金 額	説 明	
12 委託料	26,149	1 次世代校務DX環境整備事業費 委託料	79,342 (26,149)
13 使用料及び 賃借料	8,840	使用料及び賃借料	(8,840)
17 備品購入費	44,353	備品購入費	(44,353)

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

1 過年度議決に係る分

(単位 千円)

款項	事業名	全 体 計 画				前前年度末までの支出額	前年度の支出額(見込)	当該年度支出額	当該年度末までの支出額	翌年度以降の支出額	継続費の総額に対する進捗率(%)		
		年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									
				特 定 財 源								一般財源	
				国 支 出	県 金	地 方 債	そ の 他						
9 民 社 会 生 福 祉 社 費	障害者福祉施設改修事業	5	1,247										
		6	634,948			534,800	100,148		178,340	178,340	12.8		
		7	433,490					433,490		891,345	891,345	63.9	
		8	324,609				259,600	65,009			324,609	23.3	
		計	1,394,294				794,400	598,647	1,247	178,340	891,345	1,069,685	324,609

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
						国 支 出	県 金	地 方 債		そ の 他
松原地区認定こども園整備事業費補助金	540,000			令和 8 年度	540,000	237,231			302,769	

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み				当該年度末現在高見込額		
			当該年度中起債見込額			当該年度中 元金償還 見込額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
			補正前の額	補正額	補正後の額		補正前の額	補正額	補正後の額
1 普通債	19,419,578	24,038,438	2,105,400	238,800	2,344,200	1,432,979	24,710,859	238,800	24,949,659
(1) 土木	5,372,787	5,246,605	601,700	21,700	623,400	478,324	5,369,981	21,700	5,391,681
(3) 教育	3,757,550	4,131,375	248,200	118,700	366,900	341,506	4,038,069	118,700	4,156,769
(4) 公営住宅	813,112	843,271	82,100	88,500	170,600	100,477	824,894	88,500	913,394
(9) その他	70,022	96,852	301,200	9,900	311,100	14,970	383,082	9,900	392,982
合 計	29,105,471	32,973,654	2,136,100	238,800	2,374,900	2,284,381	32,825,373	238,800	33,064,173

第 60 号 議 案

令和 7 年度敦賀市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度敦賀市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 7 年度敦賀市水道事業会計予算（以下「予算」という。

）第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（補 正 前） （補 正 後）

(4) 主要な建設改良事業

配水設備改良事業	299,935千円	314,695千円
----------	-----------	-----------

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文かっこ書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「719,036千円」を「733,796千円」に、当年度分損益勘定留保資金「129,439千円」を

「144,199千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 資本的支出	896,370千円	14,760千円	911,130千円
第 1 項 建設改良費	494,863千円	14,760千円	509,623千円

令和 7 年 6 月 2 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

令和7年度敦賀市水道事業会計予算実施計画補正
資本的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			896,370	14,760	911,130
	1 建設改良費		494,863	14,760	509,623
		2 配水設備改良費	492,771	14,760	507,531

令和7年度敦賀市水道事業会計補正予算実施計画説明書
資本的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

科 目			既決予定額	補正予定額	計	説 明
款 項	目	節				
1	資本的支出		896,370	14,760	911,130	
1	建設改良費		494,863	14,760	509,623	
	2	配水設備改良費	492,771	14,760	507,531	
		11 工事請負費	397,235	14,760	411,995	配水設備改良工事費

第 6 1 号 議 案

令和 7 年度敦賀市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度敦賀市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 7 年度敦賀市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（補 正 前） （補 正 後）

(4) 主要な建設改良事業

汚水管渠整備事業	203,180千円	290,280千円
雨水管渠整備事業	0千円	49,944千円
天筒浄化センター改築事業	160,000千円	193,000千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文かっこ書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「992,341千円」を「1,025,463千円」に、当年度分損益勘定留保資金「761,614千円」を「794,736千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 資本的収入	1,199,857千円	136,922千円	1,336,779千円
第 1 項 企業債	868,100千円	92,600千円	960,700千円
第 3 項 補助金	306,700千円	44,322千円	351,022千円

支 出

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 資本的支出	2,192,198千円	170,044千円	2,362,242千円
第 1 項 建設改良費	954,268千円	170,044千円	1,124,312千円

(企業債)

第4条 予算第7条に定めた企業債のうち限度額を、次のとおり補正する。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
下水道建設 改良事業	629,100	721,700

令和7年6月2日 提出

敦賀市長 米澤光治

令和7年度敦賀市下水道事業会計予算実施計画補正
資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入			1,199,857	136,922	1,336,779
	1 企業債		868,100	92,600	960,700
		1 企業債	868,100	92,600	960,700
	3 補助金		306,700	44,322	351,022
		1 国庫補助金	306,700	44,322	351,022

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			2,192,198	170,044	2,362,242
	1 建設改良費		954,268	170,044	1,124,312
		2 下水道建設改良費	946,421	170,044	1,116,465

令和7年度敦賀市下水道事業会計補正予算実施計画説明書
資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

科 目			既決予定額	補正予定額	計	説 明
款 項	目	節				
1	資本的収入		1,199,857	136,922	1,336,779	
1	企業債		868,100	92,600	960,700	
	1 企業債		868,100	92,600	960,700	
		1 企業債	868,100	92,600	960,700	
3	補助金		306,700	44,322	351,022	
	1 国庫補助金		306,700	44,322	351,022	
		1 国庫補助金	306,700	44,322	351,022	

支 出

(単位 千円)

科 目			既決予定額	補正予定額	計	説 明
款 項	目	節				
1	資本的支出		2,192,198	170,044	2,362,242	
1	建設改良費		954,268	170,044	1,124,312	
	2 下水道建設改良費		946,421	170,044	1,116,465	
		9 委託料	522,676	39,264	561,940	大規模下水道管路特別重点調査業務等委託料
		11 工事請負費	361,820	128,380	490,200	雨水管渠等工事費
		12 補償金	26,280	2,400	28,680	水道管等移設補償金

第 6 2 号 議 案

敦賀市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例制定の件

敦賀市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 敦賀市いじめ問題対策連絡協議会（第2条—第7条）

第3章 敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会（第8条—第14条）

第4章 敦賀市児童生徒の重大事案再調査委員会（第15条—第21条）

第5章 雑則（第22条・第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、敦賀市いじめ問題対策連絡協議会、敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会及び敦賀市児童生徒の重大事案再調査委員会の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 敦賀市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、敦賀市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) いじめの防止等に関係する機関及び団体の相互連携に関すること。
- (2) いじめの防止等に係る施策の普及及び啓発に関すること。
- (3) いじめの防止等に係る施策の実施状況に関すること。
- (4) いじめの防止等に係る施策の実効性を高める方策に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、いじめの防止等に係る施策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから敦賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱又は任命する。

- (1) 教育及び福祉に関する行政機関の関係者
- (2) 警察関係者
- (3) 学校関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、教育長がこれを招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の会議は、公開とする。ただし、会長が非公開が相当であると認める場合には、協議会に諮って会議を非公開とすることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

第3章 敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会

(設置)

第8条 敦賀市立学校におけるいじめ等による重大な事案に係る事実関係の確認及び再発防止を図るため、教育委員会の附属機関として、敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置

する。

(所掌事務)

第9条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について、事実関係の調査及びその再発防止に関する審議を行い、その結果を教育委員会に答申する。

(1) 法第28条第1項に規定する重大事態

(2) 前号に掲げるもののほか、児童又は生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合であって、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第10条 調査委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、調査審議を行う事項の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者で、教育、法律、医療、心理、福祉等の専門的知識及び経験を有するもののうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る答申を終えた日までとする。

(委員長及び副委員長)

第11条 調査委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調査員)

第12条 調査委員会は、所掌事務を遂行するために必要な調査等を行わせるため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、調査審議を行う事項の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者で、前項の調査等に必要な知識経験を有するもののうちから、委員の了承を得て教育委員会が委嘱する。

3 調査員の任期は、委嘱の日から第1項の調査等を終えた日までとする。

(会議)

第13条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

ただし、委員長が選出されていないときは、教育長がこれを招集する。

- 2 調査委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 調査委員会は公開しない。ただし、委員長は、必要に応じて会議の内容を公表することができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第14条 調査委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

第4章 敦賀市児童生徒の重大事案再調査委員会

(設置)

第15条 敦賀市立学校におけるいじめ等による重大な事案への対処又は同種の事態の発生の防止のため市長が必要があると認めるときに、調査委員会が行った調査の結果について調査を行うため、市長の附属機関として、敦賀市児童生徒の重大事案再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第16条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を所掌し、その結果を市長に答申する。

- (1) 法第30条第2項の規定による調査を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、調査委員会が行った調査の結果について調査を行うこと。

(組織)

第17条 再調査委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、調査審議を行う事項の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者で、教育、法律、医療、心理、福祉等の専門的知識及び経験を有するもののうちから市長が委嘱する。ただし、委員は、同一事案において調査委員会の委員と兼ねることができない。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る答申を終えた日までとする。

(委員長及び副委員長)

第18条 再調査委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選

により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、再調査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調査員)

第19条 再調査委員会は、所掌事務を遂行するために必要な調査等を行わせるため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、調査審議を行う事項の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者で、前項の調査等に必要な知識経験を有するものの中から、委員の了承を得て市長が委嘱する。ただし、調査員は、同一事案において調査委員会の調査員と兼ねることができない。

3 調査員の任期は、委嘱の日から第1項の調査等を終えた日までとする。

(会議)

第20条 再調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、市長がこれを招集する。

2 再調査委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 再調査委員会は公開しない。ただし、委員長は、必要に応じて会議の内容を公表することができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第21条 再調査委員会の庶務は、福祉保健部において処理する。

第5章 雑則

(秘密の保持)

第22条 協議会、調査委員会及び再調査委員会の構成員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、協議会、調査委員会又は再調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ協議会、

調査委員会又は再調査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会設置条例の廃止)
- 2 敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会設置条例（令和5年敦賀市条例第12号）は、廃止する。
(特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年敦賀市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

児童生徒の重大事案調査委員会委員	日額	7,500
------------------	----	-------

」

を

「

いじめ問題対策連絡協議会委員	日額	7,500
児童生徒の重大事案調査委員会委員	日額	7,500
児童生徒の重大事案再調査委員会委員	日額	7,500

」

に改める。

別表第2中

「

児童生徒の重大事案調査委員会委員

」

を

「

いじめ問題対策連絡協議会委員
児童生徒の重大事案調査委員会委員
児童生徒の重大事案再調査委員会委員

」

に改める。

提案理由

敦賀市いじめ問題対策連絡協議会、敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会及び敦賀市児童生徒の重大事案再調査委員会を設置したいので、この案を提出する。

第 6 3 号 議 案

敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件

敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年敦賀市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第16条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第16条の2第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び
介護時間の承認)

第16条 (略)

(妊娠、出産等についての申出をした
職員等に対する意向確認等)

第16条の2 任命権者は、職員の育児
休業等に関する条例(平成4年敦賀市
条例第5号)第23条第1項の措置を
講ずるに当たっては、同項の規定によ
る申出をした職員(以下この項におい
て「申出職員」という。)に対して、
次に掲げる措置を講じなければならな
い。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に
資する制度又は措置(次号において
「出生時両立支援制度等」という。
)その他の事項を知らせるための措
置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申
告又は申出(以下「請求等」とい
う。)に係る申出職員の意向を確認
するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第
23条第1項の規定による申出に係
る子の心身の状況又は育児に関する
申出職員の家庭の状況に起因して当
該子の出生の日以後に発生し、又は
発生することが予想される職業生活
と家庭生活との両立の支障となる事
情の改善に資する事項に係る申出職
員の意向を確認するための措置

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び
介護時間の承認)

第16条 (略)

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第16条の3 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第16条の2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において

<p>「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p><u>第16条の4</u> (略)</p>	<p>「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p><u>第16条の3</u> (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

提案理由

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として、仕事と育児の両立支援制度の利用に係る職員の意向確認等を任命権者に義務付けたいので、この案を提出する。

第 6 4 号 議 案

職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年敦賀市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項</u>の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の<u>日数</u>を考慮して規則で定</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項及び第2項</u>の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の<u>日数及び勤務日ごとの勤</u></p>

める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。）

（第1号部分休業の承認）

第20条 法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第14条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常

勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第20条 部分休業（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第14条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員

勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 法第19条第2項第2号

に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数（法第19条第2項の条例で定める1

が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

年の期間)

第20条の3 法第19条第2項の条例

で定める1年の期間は、毎年4月1日
から翌年3月31日までとする。

(法第19条第2項第2号の人事院規
則で定める時間を基準として条例で定
める時間)

第20条の4 法第19条第2項第2号

の人事院規則で定める時間を基準とし
て条例で定める時間は、次の各号に掲
げる職員の区分に応じ、当該各号に定
める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間
30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤
務日1日当たりの勤務時間数に10
を乗じて得た時間

(法第19条第3項の条例で定める特
別の事情)

第20条の5 法第19条第3項の条例

で定める特別の事情は、配偶者が負傷
又は疾病により入院したこと、配偶者
と別居したことその他の同条第2項の
規定による申出時に予測することがで
きなかつた事実が生じたことにより同
条第3項の規定による変更（以下「第
3項変更」という。）をしなければ同
項の職員の小学校就学の始期に達する
までの子の養育に著しい支障が生じる
と任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取
扱い)

(部分休業をしている職員の給与の取
扱い)

<p>第21条 職員が<u>法第19条第1項に規定する部分休業の承認</u>を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例第3条第3項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員の給与に関する条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p>	<p>第21条 職員が<u>部分休業の承認</u>を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例第3条第3項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員の給与に関する条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p>
<p>第22条 <u>法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u></p>	<p>第22条 <u>第14条の規定は、部分休業について準用する。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。

第 65 号 議 案

敦賀市財産の取得、管理及び処分に関する条例の一部改正の件

敦賀市財産の取得、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市財産の取得、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

敦賀市財産の取得、管理及び処分に関する条例（令和２年敦賀市条例第７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(売却の方法)</p> <p>第２６条 普通財産又は物品を売却しようとするときは、一般競争入札に付さなければならない。ただし、<u>地方自治法施行令第１６７条各号に該当するときは指名競争入札により、同令第１６７条の２第１項各号に該当するときは随意契約により売却することができる。</u></p> <p>。</p>	<p>(売却の方法)</p> <p>第２６条 普通財産又は物品を売却しようとするときは、一般競争入札に付さなければならない。ただし、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、指名競争入札又は随意契約の方法により売却することができる。</u></p> <p>(1) <u>国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため本市の普通財産を売却するとき。</u></p> <p>(2) <u>一般競争入札に付そうとして公募した結果、入札者がいないとき。</u></p> <p>(3) <u>売却先が特定している法定外公共物の用途廃止に係る土地を売り払おうとするとき。</u></p> <p>(4) <u>売却予定価格が３０万円以下の普通財産を売却するとき。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法施行令の改正等に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。

第 66 号 議 案

敦賀市市税賦課徴収条例の一部改正の件

敦賀市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

敦賀市市税賦課徴収条例（昭和25年敦賀市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公示送達)</p> <p>第10条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を市公告式条例（昭和25年敦賀市条例第17号）第2条に規定する掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></u></p>	<p>(公示送達)</p> <p>第10条 法第20条の2の規定による公示送達は、市公告式条例（昭和25年敦賀市条例第17号）第2条に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u></p>
<p>(納税証明事項)</p> <p>第10条の3 <u>施行規則</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第10条の3 <u>地方税法施行規則</u>（昭和29年総理府令第23号。以下「施行</p>

(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車に係る種別割の滞納が天災その他やむを得ない事由によるものであることの証明とする。

(所得控除)

第26条の3 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項の各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により、基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第28条の2 第16条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申

規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車に係る種別割の滞納が天災その他やむを得ない事由によるものであることの証明とする。

(所得控除)

第26条の3 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項の各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により、基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第28条の2 第16条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申

告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の3の2第1項第3号及び第28条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除

告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第26条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとする

、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第26条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第17条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りではない。

2～8 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第28条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) （略）

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

ものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第17条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～8 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第28条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) （略）

(3) 扶養親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第28条の3の3 所得税法第203条

の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。

以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。

第2号において同じ。)又は扶養親族

(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。) 若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)

で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第28条の3の3 所得税法第203条

の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。

以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。

第2号において同じ。)又は扶養親族

(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)

で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規

この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

附 則

第1条～第16条の2 (略)

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第79条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)
が行われた加熱式たばこ(第79条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第80条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第81条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第79条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

附 則

第1条～第16条の2 (略)

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を

受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする

。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第80条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第80条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

第16条の3～第30条 （略）

第16条の3～第30条 （略）

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (2) 第10条及び第10条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の敦賀市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第10条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第26条の3及び第28条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第28条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の3の2第1項第3号及び第28条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第28条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第28条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第28条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の敦賀市市税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）第28条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第28条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第28条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金

等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第28条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第28条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、敦賀市市税賦課徴収条例第79条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第81条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 敦賀市市税賦課徴収条例第81条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

提案理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。

第 67 号 議 案

敦賀市水道事業給水条例の一部改正の件

敦賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例

敦賀市水道事業給水条例（昭和38年敦賀市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定により、<u>管理者以外の者</u>が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「<u>指定給水工事事業者</u>」という。）が施行する。</p> <p>2 前項の規定により、<u>指定給水工事事業者</u>が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

(料金)

第23条 料金は、次の表に定めるところにより算定した合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

水道料金（1月につき）

		従量料金 (1立方メートルにつき)			
		1立方メートルから10立方メートルまで	11立方メートルから30立方メートルまで	31立方メートルから100立方メートルまで	101立方メートル以上
13 ミリメートル	<u>1,150</u> 円	<u>5</u> 円	<u>122</u> 円	<u>137</u> 円	<u>151</u> 円
20 ミリメートル	<u>1,370</u> 円				
30 ミリメートル	<u>1,730</u> 円				

(料金)

第23条 料金は、次の表に定めるところにより算定した合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

水道料金（1月につき）

		従量料金 (1立方メートルにつき)			
		1立方メートルから10立方メートルまで	11立方メートルから30立方メートルまで	31立方メートルから100立方メートルまで	101立方メートル以上
13 ミリメートル	<u>960</u> 円	<u>4</u> 円	<u>102</u> 円	<u>114</u> 円	<u>126</u> 円
20 ミリメートル	<u>1,140</u> 円				
30 ミリメートル	<u>1,440</u> 円				

40 ミリ メー トル	<u>2,020</u> 円					40 ミリ メー トル	<u>1,680</u> 円				
50 ミリ メー トル	<u>3,310</u> 円					50 ミリ メー トル	<u>2,760</u> 円				
75 ミリ メー トル	<u>5,040</u> 円					75 ミリ メー トル	<u>4,200</u> 円				
100 ミリ メー トル	<u>6,480</u> 円					100 ミリ メー トル	<u>5,400</u> 円				
共用 1 (戸又 は世 帯) につ き	<u>1,150</u> 円					共用 1 (戸又 は世 帯) につ き	<u>960</u> 円				
2 (略)						2 (略)					

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条第1項の改正規定は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和8年1月1日前から継続して使用している者に係る水道の料金で、同日以後最初に使用水量が算定されるものについては、この条例による改正後の第23条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

水道事業の健全な運営を持続するため、水道料金の改定を行うとともに、災害時等における給水装置工事の施行者の取り扱いを変更したいので、この案を提出する。

第 68 号 議 案

敦賀市下水道条例の一部改正の件

敦賀市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市下水道条例の一部を改正する条例

敦賀市下水道条例（昭和57年敦賀市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>（指定工事店）</p> <p>第25条 排水設備等の新設等の工事及びくみ取便所の水洗便所への改造工事は、管理者の指定する者（以下「指定工事店」という。）でなければ行うことができない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定する者に当該工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>別表第1（第15条の3第1項関係） （1月につき）</p>			<p>（指定工事店）</p> <p>第25条 排水設備等の新設等の工事及びくみ取便所の水洗便所への改造工事は、管理者の指定する者（以下「指定工事店」という。）でなければ行うことができない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>別表第1（第15条の3第1項関係） （1月につき）</p>		
種別	基本 使用料	従量使用料 （1立方メートルにつき）	種別	基本 使用料	従量使用料 （1立方メートルにつき）
一般汚水	<u>1,370</u>	1立方メートルから	一般汚水	<u>1,140</u>	1立方メートルから

	円	10 立方メートルまで <u>7 円</u> 11 立方メートルから 20 立方メートルまで <u>151 円</u> 21 立方メートルから 30 立方メートルまで <u>180 円</u> 31 立方メートルから 40 立方メートルまで <u>209 円</u> 41 立方メートルから 50 立方メートルまで <u>238 円</u> 51 立方メートルから 100 立方メートルまで <u>269 円</u> 101 立方メートル以上 <u>294 円</u>		円	10 立方メートルまで <u>6 円</u> 11 立方メートルから 20 立方メートルまで <u>126 円</u> 21 立方メートルから 30 立方メートルまで <u>150 円</u> 31 立方メートルから 40 立方メートルまで <u>174 円</u> 41 立方メートルから 50 立方メートルまで <u>198 円</u> 51 立方メートルから 100 立方メートルまで <u>224 円</u> 101 立方メートル以上 <u>245 円</u>
浴場汚水 （公衆浴 場（物価 統制令施 行令（昭 和 27 年 政令第 319 号） 第 11 条 の規定に より福井 県知事が 指定する	<u>1,370</u> 円	1 立方メートルから 10 立方メートルまで <u>7 円</u> 11 立方メートルから 20 立方メートルまで <u>151 円</u> 21 立方メートルから 30 立方メートルまで <u>180 円</u> 31 立方メートル以上 47 円	浴場汚水 （公衆浴 場（物価 統制令施 行令（昭 和 27 年 政令第 319 号） 第 11 条 の規定に より福井 県知事が 指定する	<u>1,140</u> 円	1 立方メートルから 10 立方メートルまで <u>6 円</u> 11 立方メートルから 20 立方メートルまで <u>126 円</u> 21 立方メートルから 30 立方メートルまで <u>150 円</u> 31 立方メートル以上 47 円

公衆浴場 入浴料金の 統制額の 適用を 受ける公 衆浴場を いう。)の 営業の 用に供し た汚水を いう。)		公衆浴場 入浴料金の 統制額の 適用を 受ける公 衆浴場を いう。)の 営業の 用に供し た汚水を いう。)	
--	--	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和8年1月1日前から継続して使用している者に係る公共下水道の使用料で、同日以後最初に使用水量が算定されるものについては、この条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

下水道事業の健全な運営を持続するため、下水道使用料の改定を行うとともに、災害時等における指定工事店の取り扱いを変更したいので、この案を提出する。

第 69 号 議 案

敦賀市集落排水処理施設の管理に関する条例の一部改正の件

敦賀市集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

敦賀市集落排水処理施設の管理に関する条例（平成6年敦賀市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>（施工等）</p> <p>第10条 排水設備の新設等の設計及び工事は、敦賀市下水道条例（昭和57年条例第11号。以下「下水道条例」という。）第25条第1項<u>本文</u>で指定する指定工事店でなければ行うことができない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定する者に当該設計及び工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>別表第2（第16条関係） （1月につき）</p>			<p>（施工等）</p> <p>第10条 排水設備の新設等の設計及び工事は、敦賀市下水道条例（昭和57年条例第11号。以下「下水道条例」という。）第25条第1項で指定する指定工事店でなければ行うことができない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>別表第2（第16条関係） （1月につき）</p>		
種別	基本 使用料	従量使用料 （1立方メートルにつき）	種別	基本 使用料	従量使用料 （1立方メートルにつき）

一般汚水	<u>1,370</u> 円	1 立方メートルから 10 立方メートルまで <u>7</u> 円 11 立方メートルから 20 立方メートルまで <u>151</u> 円 21 立方メートルから 30 立方メートルまで <u>180</u> 円 31 立方メートルから 40 立方メートルまで <u>209</u> 円 41 立方メートルから 50 立方メートルまで <u>238</u> 円 51 立方メートルから 100 立方メートルまで <u>269</u> 円 101 立方メートル以上 <u>294</u> 円	一般汚水	<u>1,140</u> 円	1 立方メートルから 10 立方メートルまで <u>6</u> 円 11 立方メートルから 20 立方メートルまで <u>126</u> 円 21 立方メートルから 30 立方メートルまで <u>150</u> 円 31 立方メートルから 40 立方メートルまで <u>174</u> 円 41 立方メートルから 50 立方メートルまで <u>198</u> 円 51 立方メートルから 100 立方メートルまで <u>224</u> 円 101 立方メートル以上 <u>245</u> 円
------	----------------	--	------	----------------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 8 年 1 月 1 日前から継続して使用している者に係る集落排水処理施設の使用料で、同日以後最初に使用水量が算定されるものについては、この条例による改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

下水道事業の健全な運営を持続するため、公共下水道使用料の改定に合わせ、集落排水処理施設の使用料の改定を行うとともに、災害時等における指定工事店の取り扱いを変更したいので、この案を提出する。

第 70 号 議 案

敦賀市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の件

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり敦賀市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

- 1 指定する郵便局の名称
敦賀郵便局
- 2 指定する郵便局において取り扱う事務
 - (1) 法第 2 条第 6 号に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する事務
 - (2) 法第 2 条第 7 号に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のた

めの書類の受付に関する事務

3 指定の期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

提案理由

個人番号カード用電子証明書の更新等に関する事務を取り扱う郵便局として、敦賀郵便局を指定したいので、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、この案を提出する。

第 7 1 号 議 案

敦賀市立やまびこ園増築等機械工事請負契約変更の件

敦賀市立やまびこ園増築等機械工事請負契約を次のとおり変更して契約を締結する。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

- 1 契約の目的 敦賀市立やまびこ園増築等機械工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の内容 契約の金額
変更前 金 1 4 5 , 4 2 5 , 5 0 0 円
変更後 金 1 7 3 , 2 4 0 , 1 0 0 円
- 4 契約の相手方 福井県敦賀市市野々町 1 丁目 6 0 5 番地
有限会社ミュートス
代表取締役 杉 原 毅 彦
- 5 変更理由 一部工事内容の変更

提案理由

地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

第 72 号 議 案

防災備蓄倉庫購入の件

防災備蓄倉庫を次のとおり購入する。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

- | | | | |
|---|-----------|---|-----|
| 1 | 財産の種別及び数量 | 防災備蓄倉庫 | 10棟 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 | 契約の金額 | 金19,030,000円 | |
| 4 | 契約の相手方 | 福井県敦賀市津内町2丁目3番20号
株式会社増永組
代表取締役 増 永 和 良 | |

提案理由

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

第 73 号 議 案

ブルドーザ購入の件

ブルドーザを次のとおり購入する。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

- 1 財産の種別及び数量 ブルドーザ 1 台
- 2 契 約 の 方 法 指名競争入札
- 3 契 約 の 金 額 金 36,850,000 円
- 4 契 約 の 相 手 方 福井県敦賀市野神 23 号 11 番地の 1
コマツサービスエース株式会社 敦賀店
店長 岩 崎 栄 一

提案理由

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

第 74 号 議 案

敦賀市立小中学校学習用端末購入の件

敦賀市立小中学校学習用端末を次のとおり購入する。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

- 1 財産の種別及び数量 敦賀市立小中学校学習用端末
小学校分 3, 329台
中学校分 1, 791台
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 金252, 538, 880円
- 4 契約の相手方 福井県坂井市丸岡町熊堂第3号2番地22-5
福井システムズ株式会社
代表取締役社長 向 井 邦 彦

提案理由

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

報告第6号

専決処分事項の報告の件

令和6年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月2日 報告

敦賀市長 米澤光治

専決第5号

市長専決処分の件

令和6年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日 専決

敦賀市長 米澤光治

令和6年度敦賀市一般会計補正予算（第10号）

令和6年度敦賀市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ493,131千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,449,989千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 法人事業税交付金		180,000	76,571	256,571
	5 法人事業税交付金	180,000	76,571	256,571
18 地方消費税交付金		1,600,000	170,563	1,770,563
	5 地方消費税交付金	1,600,000	170,563	1,770,563
27 地方特例交付金		361,394	2,606	364,000
	10 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	2,606	2,606
30 地方交付税		2,719,249	160,526	2,879,775
	5 地方交付税	2,719,249	160,526	2,879,775
42 国庫支出金		9,221,167	31,543	9,252,710
	10 国庫補助金	6,661,163	31,543	6,692,706
48 財産収入		42,999	2,533	45,532
	10 財産売払収入	1,583	2,533	4,116
51 寄 附 金		8,100,501	400,000	8,500,501
	5 寄 附 金	8,100,501	400,000	8,500,501
54 繰 入 金		5,298,551	42,584	5,255,967
	5 繰 入 金	5,298,551	42,584	5,255,967
57 繰 越 金		1,627,460	2,239	1,629,699
	5 繰 越 金	1,627,460	2,239	1,629,699
60 諸 収 入		2,932,010	42,566	2,889,444
	25 雑 入	2,383,736	42,566	2,341,170
63 市 債		6,629,700	268,300	6,361,400
	5 市 債	6,629,700	268,300	6,361,400
歳 入 合 計		55,956,858	493,131	56,449,989

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 議会費		272,720	330	273,050
	5 議会費	272,720	330	273,050
6 総務費		13,762,177	404,973	14,167,150
	5 総務管理費	13,215,838	404,973	13,620,811
12 衛生費		11,315,728	71,434	11,244,294
	5 保健衛生費	2,155,189	71,434	2,083,755
21 商工費		3,075,822	90,893	2,984,929
	5 商工費	3,075,822	90,893	2,984,929
24 土木費		3,601,561	250,155	3,851,716
	10 道路橋りょう費	1,052,308	249,942	1,302,250
	15 河川費	83,963	213	84,176
歳 出	合 計	55,956,858	493,131	56,449,989

第 2 表

地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
敦賀港多目的クレーン等 整 備 事 業	1 8 5 , 2 0 0	0
旧ハートフル・スクール 解 体 事 業	5 3 , 6 0 0	1 8 , 8 0 0
西公民館建設事業	2 3 , 9 0 0	0
文化振興課旧分室 解 体 事 業	4 2 , 1 0 0	1 7 , 7 0 0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 議会費	272,720	330	273,050
6 総務費	13,762,177	404,973	14,167,150
12 衛生費	11,315,728	71,434	11,244,294
21 商工費	3,075,822	90,893	2,984,929
24 土木費	3,601,561	250,155	3,851,716
歳出合計	55,956,858	493,131	56,449,989

(単位：千円)

補正額の財源内訳				一般財源
特 定 財 源				
国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
				330
			266,160	138,813
			51,104	20,330
36,215			54,678	
67,758				182,397
31,543			160,378	301,210

2 歳 入

(款) 17 法人事業税交付金
(項) 5 法人事業税交付金

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
17		法人事業税交付金	180,000	76,571	256,571
	5	法人事業税交付金	180,000	76,571	256,571
	3	法人事業税交付金	180,000	76,571	256,571
18		地方消費税交付金	1,600,000	170,563	1,770,563
	5	地方消費税交付金	1,600,000	170,563	1,770,563
	3	地方消費税交付金	1,600,000	170,563	1,770,563
27		地方特例交付金	361,394	2,606	364,000
	10	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	2,606	2,606
	3	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	2,606	2,606
30		地方交付税	2,719,249	160,526	2,879,775
	5	地方交付税	2,719,249	160,526	2,879,775
	3	地方交付税	2,719,249	160,526	2,879,775
42		国庫支出金	9,221,167	31,543	9,252,710
	10	国庫補助金	6,661,163	31,543	6,692,706
	18	商工費国庫補助金	575,360	36,215	539,145
	21	土木費国庫補助金	331,985	67,758	399,743
48		財産収入	42,999	2,533	45,532
	10	財産売払収入	1,583	2,533	4,116
	3	不動産売払収入	1,582	2,533	4,115
51		寄 附 金	8,100,501	400,000	8,500,501
	5	寄 附 金	8,100,501	400,000	8,500,501
	30	ふるさと納税寄附金	8,000,000	400,000	8,400,000

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 法人事業税交付金	76,571	1 法人事業税交付金	
5 地方消費税交付金	170,563	1 地方消費税交付金	
5 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	2,606	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	
5 地方交付税	160,526	1 特別交付税	
5 商工費補助金	36,215	1 デジタル田園都市国家構想推進交付金	
5 道路橋りょう費補助金	67,758	1 臨時市町村道除雪事業費補助金 47,000 2 社会資本整備総合交付金 20,758 (1)道路除雪費交付金 (20,758)	
5 土地売払収入	2,533	1 土地売払収入	
5 ふるさと納税寄附金	400,000	1 ふるさと納税寄附金	

(款) 54 繰入金
(項) 5 繰入金

(単位:千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
54	繰入金	5,298,551	42,584	5,255,967
5	繰入金	5,298,551	42,584	5,255,967
3	基金繰入金	5,249,543	42,584	5,206,959
57	繰越金	1,627,460	2,239	1,629,699
5	繰越金	1,627,460	2,239	1,629,699
3	繰越金	1,627,460	2,239	1,629,699
60	諸収入	2,932,010	42,566	2,889,444
25	雑入	2,383,736	42,566	2,341,170
15	雑入	2,376,555	42,566	2,333,989
63	市債	6,629,700	268,300	6,361,400
5	市債	6,629,700	268,300	6,361,400
18	土木債	657,800	185,200	472,600
21	教育債	972,400	83,100	889,300

節		金額	説明
区 分	金額		
40 公共施設等 総合管理基 金繰入金	48,100	1 公共施設等総合管理基金繰入金	
90 職員退職手 当基金繰入 金	5,516	1 職員退職手当基金繰入金	
5 繰越金	2,239	1 繰越金	
20 助成金	51,104	1 新型コロナウイルスワクチン接種費用助成金	
90 雑入	8,538	1 宝くじ収益配当金	
13 港湾債	185,200	1 敦賀港多目的クレーン等整備事業債	
5 教育総務債	34,800	1 旧ハートフル・スクール解体事業債	
20 社会教育債	48,300	1 西公民館建設事業債	23,900
		2 文化振興課旧分室解体事業債	24,400

(一般会計)

3 歳 出

(款) 3 議会費
(項) 5 議会費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 議会費	272,720	330	273,050		330
5 議会費	272,720	330	273,050		330
3 議会費	272,720	330	273,050		330

(一般会計)

区 分	金 額	説 明	
3 職員手当等	330	1 職員給与費	330
		職員手当等	(330)

(款) 6 総務費
(項) 5 総務管理費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
6		総務費	13,762,177	404,973	14,167,150	266,160	138,813
	5	総務管理費	13,215,838	404,973	13,620,811	266,160	138,813
		3 一般管理費	1,346,696	4,973	1,351,669	繰入金 5,516	543
		18 企画費	8,818,826	400,000	9,218,826	寄附金 260,644	139,356

(一般会計)

区分	金額	節	
		説明	
3 職員手当等	4,973	1 職員給与費(一般職) 職員手当等	543 (543)
		2 退職手当費(一般職) 職員手当等	2,619 (2,619)
		3 退職手当費(会計年度任用職) 職員手当等	2,897 (2,897)
8 旅費	200	1 ふるさと納税事業費 旅費	139,356 (200)
10 需用費	1,100	需用費	(1,100)
		役務費	(1,035)
11 役務費	1,035	委託料	(188,137)
		負担金補助及び交付金	(46,446)
12 委託料	188,137	2 ふるさと応援基金積立金 積立金	260,644 (260,644)
18 負担金補助 及び交付金	46,446		
24 積立金	260,644		

(款) 12 衛生費
(項) 5 保健衛生費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
12		衛生費	11,315,728	71,434	11,244,294	51,104	20,330
	5	保健衛生費	2,155,189	71,434	2,083,755	51,104	20,330
		6 予防費	327,534	71,434	256,100	諸収入 51,104	20,330

区分	金額	説明	
		節	
12 委託料	71,434	1 各種予防接種費 委託料	71,434 (71,434)

(一般会計)

(款) 21 商工費
(項) 5 商工費

(単位：千円)

21	5	6	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			商工費	3,075,822	90,893	2,984,929	90,893	
			商工費	3,075,822	90,893	2,984,929	90,893	
			商工業振興費	2,158,733	90,893	2,067,840	国庫支出金 36,215 繰入金 54,678	

区分	金額	節	
		説明	
12 委託料	90,893	1 店舗等魅力向上支援事業費 委託料	90,893 (90,893)

(一般会計)

(款) 24 土木費
(項) 10 道路橋りょう費

(単位：千円)

24	10	土木費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		土木費	3,601,561	250,155	3,851,716	67,758	182,397
		道路橋りょう費	1,052,308	249,942	1,302,250	67,758	182,184
	3	道路維持費	538,685	249,942	788,627	国庫支出金 67,758	182,184

区分	金額	説明	
		節	明
10 需用費	4,813	1 道路除雪費	249,942
		需用費	(4,813)
12 委託料	245,129	委託料	(245,129)

(一般会計)

(款) 24 土木費
(項) 15 河川費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
15 河川費	83,963	213	84,176		213
6 河川改良費	82,737	213	82,950		213

区 分	金 額	説 明	
3 職員手当等	213	1 職員給与費	213
		職員手当等	(213)

(一般会計)

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(336)人 824	311,415	2,612,939	1,745,765	4,670,119	861,018	5,531,137	
補正前	(336) 824	311,415	2,612,939	1,740,249	4,664,603	861,018	5,525,621	
比較	(0) 0	0	0	5,516	5,516	0	5,516	

※職員数の()内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

職員手当の内訳	区分	期末手当	勤勉手当	超過勤務手当	扶養手当	通勤手当	管理職手当	単身赴任手当
	補正後	619,822	503,246	224,896	45,413	28,567	78,694	360
	補正前	619,822	503,246	224,896	45,413	28,567	78,694	360
	比較	0	0	0	0	0	0	0
	区分	特殊勤務手当	住居手当	管理職員特別勤務手当	退職手当	地域手当		計
	補正後	2,251	32,080	463	208,256	1,717		1,745,765
	補正前	2,251	32,080	463	202,740	1,717		1,740,249
	比較	0	0	0	5,516	0		5,516

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	517 ^人		1,814,422	1,309,646	3,124,068	598,375	3,722,443	
補 正 前	517		1,814,422	1,307,027	3,121,449	598,375	3,719,824	
比 較	0		0	2,619	2,619	0	2,619	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	超過勤務手 当	扶養手当	通勤手当	管理職手当	単身赴任 手 当
	補 正 後	406,205	325,384	202,517	45,413	19,983	78,694	360
	補 正 前	406,205	325,384	202,517	45,413	19,983	78,694	360
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	特殊勤務手 当	住居手当	管理職員特 別勤務手当	退職手当	地域手当		計
	補 正 後	1,524	32,080	463	195,306	1,717		1,309,646
	補 正 前	1,524	32,080	463	192,687	1,717		1,307,027
	比 較	0	0	0	2,619	0		2,619

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(336) 人 307	311,415	798,517	436,119	1,546,051	262,643	1,808,694	
補 正 前	(336) 307	311,415	798,517	433,222	1,543,154	262,643	1,805,797	
比 較	(0) 0	0	0	2,897	2,897	0	2,897	

※職員数の()内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	超 過 勤 務 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	退 職 手 当	計
	補 正 後	213,617	177,862	22,379	8,584	727	12,950	436,119
	補 正 前	213,617	177,862	22,379	8,584	727	10,053	433,222
	比 較	0	0	0	0	0	2,897	2,897

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	-	給与改定に伴う増減分	-	
		昇給に伴う増加分	-	
		その他の増減分	-	
職員手当	5,516	制度改正に伴う増減分	-	
		その他の増減分	5,516	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)	

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み				当該年度末現在高見込額		
			当該年度中起債見込額			当該年度中 元金償還 見込額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
			補正前の額	補正額	補正後の額		補正前の額	補正額	補正後の額
1 普通債	18,322,979	19,504,979	6,514,600	△ 268,300	6,246,300	1,292,642	24,726,937	△ 268,300	24,458,637
(1) 土木	5,887,742	5,372,787	524,200	△ 185,200	339,000	440,882	5,456,105	△ 185,200	5,270,905
(3) 教育	3,927,877	3,820,951	972,400	△ 83,100	889,300	351,676	4,441,675	△ 83,100	4,358,575
合 計	28,687,302	29,191,071	6,629,700	△ 268,300	6,361,400	2,146,318	33,674,453	△ 268,300	33,406,153

報告第7号

専決処分事項の報告の件

敦賀市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和7年敦賀市条例第26号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月2日 報告

敦賀市長 米澤光治

専 決 第 6 号

市長専決処分の件

敦賀市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日 専決

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 26 号

敦賀市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

敦賀市市税賦課徴収条例（昭和 25 年敦賀市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(種別割の税率)</p> <p>第 7 1 条 次の各号に掲げる軽自動車等 に対して課する種別割の税率は 1 台に ついてそれぞれ当該各号に定める額と する。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が 0.05 リットル以 下のもの又は定格出力が 0.6 キ ロワット以下のもの (<u>ウ及びオに</u> 掲げるものを除く。) 年額 2 , 000 円</p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が 0. 05 リットルを超え 0.09 リッ トル以下のもの (<u>ウに掲げるもの</u> <u>を除く。)</u>又は定格出力が 0.6 キロワットを超え、0.8 キロワ ット以下のもの 年額 2, 00 0 円</p> <p><u>ウ 二輪のもので、総排気量が 0. 125 リットル以下かつ最高出力</u></p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第 7 1 条 次の各号に掲げる軽自動車等 に対して課する種別割の税率は 1 台に ついてそれぞれ当該各号に定める額と する。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が 0.05 リットル以 下のもの又は定格出力が 0.6 キ ロワット以下のもの (<u>エ</u>に掲げる ものを除く。) 年額 2, 00 0 円</p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が 0. 05 リットルを超え 0.09 リッ トル以下のもの又は定格出力が 0 .6 キロワットを超え 0.8 キロ ワット以下のもの 年額 2, 0 00 円</p>

が 4. 0 キロワット以下のもの

年額 2, 000 円

エ 二輪のもので、総排気量が 0. 09 リットルを超えるもの (ウに掲げるものを除く。) 又は定格出力が 0. 8 キロワットを超えるもの 年額 2, 400 円

オ (略)

(2)・(3) (略)

(種別割の減免)

第 76 条 (略)

2 前項の規定によって、種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力 (第 71 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)

(6)~(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第 77 条 (略)

2 前項第 1 号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法

ウ 二輪のもので、総排気量が 0. 09 リットルを超えるもの又は定格出力が 0. 8 キロワットを超えるもの 年額 2, 400 円

エ (略)

(2)・(3) (略)

(種別割の減免)

第 76 条 (略)

2 前項の規定によって、種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)~(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第 77 条 (略)

2 前項第 1 号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法

(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により、戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる

(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により、戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。

事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合には、その条件

(6) (略)

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 (略)

5 (略)

(課税額)

第151条 (略)

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基礎課税額は、66万円とする。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合には、その条件

(6) (略)

3 (略)

4 (略)

(課税額)

第151条 (略)

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 （略）

（国民健康保険税の減額）

第171条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第151条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) （略）

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。

4 （略）

（国民健康保険税の減額）

第171条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第151条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) （略）

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の

被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

2・3 (略)

附 則

第1条～第10条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

2・3 (略)

附 則

第1条～第10条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～21 (略)

22 法附則第15条第36項に規定する敦賀市の条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第37項に規定する敦賀市の条例で定める割合は2分の1とする。

24・25 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～11 (略)

12 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

13 (略)

14 (略)

第10条の2 (略)

2～21 (略)

22 法附則第15条第37項に規定する敦賀市の条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第38項に規定する敦賀市の条例で定める割合は2分の1とする。

24・25 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～11 (略)

12 (略)

13 (略)

<p>第 1 1 条～第 1 6 条の 8 (略)</p> <p>第 1 6 条の 9 法附則第 1 5 条第 1 項、第 9 項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 2 7 項、第 3 1 項から第 3 3 項まで、<u>第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 1 項若しくは第 4 4 項</u>、第 1 5 条の 2 第 2 項、第 1 5 条の 3 又は第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 1 4 3 条第 3 項中「又は第 3 3 項」とあるのは「若しくは第 3 3 項又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで若しくは第 6 3 条」とする。</p> <p>第 1 6 条の 1 0～第 3 0 条 (略)</p>	<p>第 1 1 条～第 1 6 条の 8 (略)</p> <p>第 1 6 条の 9 法附則第 1 5 条第 1 項、第 9 項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 2 7 項、第 3 1 項から第 3 4 項まで、<u>第 3 7 項、第 3 8 項、第 4 2 項若しくは第 4 5 項</u>、第 1 5 条の 2 第 2 項、第 1 5 条の 3 又は第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 1 4 3 条第 3 項中「又は第 3 3 項」とあるのは「若しくは第 3 3 項又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで若しくは第 6 3 条」とする。</p> <p>第 1 6 条の 1 0～第 3 0 条 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の敦賀市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第 3 条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例第 7 1 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第 5 条 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度

分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第 8 号

継続費繰越計算書の報告の件

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定により、令和 6 年度敦賀市一般会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 2 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

令和6年度敦賀市一般会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の額 総	令和6年度継続費予算現額			支出済額 及 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
9 民生費	5 社会福祉費	障害者福祉施設 改修事業	1,124,770,000	634,948,000	1,247,000	636,195,000	178,340,400	457,854,600	457,854,600	74,054,600		383,800,000	

報告第9号

繰越明許費繰越計算書の報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和6年度敦賀市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和7年6月2日 報告

敦賀市長 米澤光治

令和6年度敦賀市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
6 総務費	5 総務管理費	D X 推進事業	17,520,000	17,520,000		11,286,000			6,234,000
6 総務費	5 総務管理費	地域防災拠点整備事業	114,385,000	110,385,000	4,500,000	38,000,000	34,300,000		33,585,000
6 総務費	5 総務管理費	自治体情報システム標準化・共通化関係経費	10,582,000	10,582,000				10,582,000	
6 総務費	15 戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制度システム改修事業	3,400,000	3,400,000		3,400,000			
9 民生費	10 児童福祉費	粟野地区認定こども園整備事業	26,929,000	10,245,400	10,245,400				
12 衛生費	10 清掃費	清掃センター整備事業	6,972,327,000	6,972,327,000		2,339,229,000	3,518,300,000	1,114,682,000	116,000
18 農林水産業費	15 水産業費	漁港施設保全事業	90,800,000	90,800,000		49,940,000	36,300,000	4,540,000	20,000
21 商工費	5 商工費	金ヶ崎周辺魅力づくり事業	178,269,000	177,740,598	19,492,598	23,758,000	27,800,000		106,690,000
21 商工費	5 商工費	消費喚起推進事業	80,000,000	80,000,000		60,000,000			20,000,000
24 土木費	10 道路橋りょう費	除雪機械購入費補助金	22,500,000	22,500,000					22,500,000
24 土木費	10 道路橋りょう費	道路維持修繕等事業	47,700,000	43,823,734			17,200,000		26,623,734
24 土木費	10 道路橋りょう費	道路改良事業	106,544,000	103,567,050		50,850,000	41,500,000		11,217,050
24 土木費	25 都市計画費	立地適正化計画改定事業	3,685,000	3,685,000					3,685,000
24 土木費	25 都市計画費	駅前広場・交流施設運営事業	22,308,000	22,308,000					22,308,000
24 土木費	25 都市計画費	第2環状道路整備促進事業	14,551,000	14,079,411	9,569,411				4,510,000
24 土木費	25 都市計画費	北陸新幹線建設事業費負担金	6,220,000	3,757,369			3,300,000		457,369
24 土木費	30 住宅費	市営住宅解体整備事業	22,109,000	22,109,000					22,109,000
30 教育費	5 教育総務費	給食センター建設事業	488,881,000	310,628,000			257,400,000		53,228,000
30 教育費	10 小学校費	小学校校舎等改修事業	12,709,000	12,709,000		3,624,000	9,000,000		85,000
30 教育費	15 中学校費	中学校校舎等改修事業	139,558,000	139,558,000		45,669,000	93,800,000		89,000
30 教育費	15 中学校費	中学校給排水設備改修事業	63,159,000	63,159,000		8,418,000	54,600,000		141,000

款	項	事業名	金額	翌 繰 年度 額	左の財源内訳				
					既 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
30 教育費	25 社会教育費	文化財センター整備事業	19,345,000	14,630,000			10,500,000		4,130,000
30 教育費	25 社会教育費	市民文化センター運営事業	17,427,000	16,720,000					16,720,000
30 教育費	30 保健体育費	きらめきスタジアム改修事業	198,646,000	198,646,000		66,877,000	131,700,000		69,000
30 教育費	30 保健体育費	運動公園プール改修事業	57,112,000	57,112,000		19,227,000	37,800,000		85,000

報告第10号

事故繰越し繰越計算書の報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、令和6年度敦賀市一般会計事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

令和7年6月2日 報告

敦賀市長 米澤光治

令和6年度敦賀市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国県支出金	地方債	その他		
6 総務費	5 総務管理費	職員の死亡事案に関する 第三者調査委員会運営費	1,803,229	1,549,734	253,495		253,495				253,495	委託業務に不測の日数を要したため。	
6 総務費	15 戸籍住民 基本台帳費	社会保障・税番号制度 システム改修事業	16,203,000	14,322,000	1,881,000		1,881,000	1,881,000				委託業務に不測の日数を要したため。	
12 衛生費	10 清掃費	廃棄物処理施設関連 地区会館建設等補助金	54,900,000	27,187,200	27,712,800		27,712,800			6,648,000	21,064,800	補助金交付対象事業の進捗に不測の日数を要したため。	
33 災害復旧費	5 農林水産施設 災害復旧費	林業施設災害復旧事業	79,253,940	68,802,640	10,451,300		10,451,300	10,190,000	200,000		61,300	工事に不測の日数を要したため。	

報告第11号

継続費繰越計算書の報告の件

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、令和6年度敦賀市水道事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和7年6月2日 報告

敦賀市長 米澤光治

令和6年度敦賀市水道事業会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の額 総	令和6年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残 額	翌年度繰 越額	翌年度繰越額に係る財源内訳					翌年度繰越額 に係る繰越 を要する 購入限度額
				予算計上額	前年度繰 越額	計				企業債	補助金	建設改良 積立金	損益勘 定資産	勘定 資産	
1 資本的支出	1 建設改良費	昭和浄水場 配水設備改良事業	336,020,000	134,408,000		134,408,000	48,607,680	85,800,320	85,800,320				85,800,320		

報告第12号

繰越計算書の報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和6年度敦賀市水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和7年6月2日 報告

敦賀市長 米澤光治

令和6年度敦賀市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
						企業債	補助金	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	ウォーター P P P 推進事業	20,000,000		20,000,000		20,000,000				委託契約に時間を要したことによる。
1 資本的支出	1 建設改良費	管路改良事業	601,711,000	349,953,500	251,000,000	173,000,000	70,000,000	8,000,000	757,500		国の第1次補正予算の追加内示等による。

報告第13号

繰越計算書の報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和6年度敦賀市下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和7年6月2日 報告

敦賀市長 米澤光治

令和6年度敦賀市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
						企業債	補助金	損益勘定 留保資金			
1	資本的支出	1 建設改良費	ウォーターPPP推進事業	20,000,000		20,000,000		20,000,000			委託契約に時間を要したことによる。
1	資本的支出	1 建設改良費	汚水管渠整備事業	331,100,000	261,361,200	69,352,000	53,000,000	16,250,000	102,000	386,800	国の第1次補正予算の追加内示等による。
1	資本的支出	1 建設改良費	雨水管渠整備事業	237,600,000	4,669,800	232,600,000	118,800,000	103,800,000	10,000,000	330,200	国の第1次補正予算の追加内示等による。
1	資本的支出	1 建設改良費	松島ポンプ場改築事業	499,000,000		499,000,000	249,500,000	249,500,000			工事が遅延したことによる。
1	資本的支出	1 建設改良費	天筒浄化センター改築事業	181,489,000	23,836,600	157,652,000	70,800,000	52,500,000	34,352,000	400	国の第1次補正予算の追加内示等による。
1	資本的支出	1 建設改良費	処理場改築事業	36,160,000	25,478,200	9,190,000	9,100,000		90,000	1,491,800	工事が遅延したことによる。